

「総合教育会議」報告事項提案書

部署名：こども部・教育委員会

報告事項：3歳児からの幼児教育無償化に伴う対応の加速化について

《方針》

国の示す「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日 閣議決定）

幼児教育・保育の無償化

- ① 2019年度（平成31年度）5歳児の教育・保育の無償化
- ② 2020年度3・4・5歳児の教育・保育の無償化

上記①②の無償化の正式決定後には、公立幼稚園・公立保育所・認可保育所等にて児童の受け入れ施設の整備が必要となり、市長部局と教育委員会が連携し効率的な施設整備を目指す。

《現状》

平成30年4月（予定）

《うるま市の教育（幼稚園）の提供》

3歳児：12名 4歳児：135名 5歳児：735名 （※H30年3月22日時点）

《うるま市の保育（保育所）の提供》

3歳児：765名 4歳児：777名 5歳児：459名 （※H30年3月5日時点）

《課題》

国の示す教育・保育の無償化に伴い、各学年、それぞれ約1,350名～1,400名程度の受け入れ施設が必要となる。

《改善案（具体的な取り組み）》

- ① 平成30年4月より教育委員会と総務部からそれぞれ1名、合計2名の職員を「こども未来課（待機児童対策班）」に派遣し各施設（公立幼稚園並びに公立保育所、認可保育所等）の整備計画を立案し、必要な施設整備を早急に進める。
- ② 児童の状況を小学校区ごとに分析・精査を行う。
- ③ 各施設を認定こども園へ移行推進する。（「公設公営」「公設民営」「民設民営」も含め協議）
- ④ 幼保連携推進班を設置し市長部局と教育委員会との連携の強化を図る。

《期待できる成果・効果》

公立幼稚園、公立保育所、認可保育所のバランスの取れた整備が可能となり、公立幼稚園・公立保育所の在り方がより具体的に整理される。

具体的な（例）

- ① 公立幼稚園の既存施設を活用した認定こども園化による民営化（社会福祉法人等）
- ② 公立幼稚園、公立保育所の建替えに伴い、民営化し認定こども園化等

【効果等】

保幼少の連携も図られ、また、親の就労に左右されず、3・4・5歳の児童が同一施設内で教育・保育が受けられ、児童も安心して通園でき、給食の提供や土曜日、夏休み等の長期休暇等、保護者も安心して子育てができる環境が整備される。